

犬山市立犬山南小学校改築工事等基本設計業務委託プロポーザル実施要領

1 プロポーザルを実施する趣旨

犬山市立犬山南小学校の改築及び長寿命化改良工事に係る基本設計業務の発注にあたり、高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有しており、犬山市立犬山南小学校改修のための検討会等に参加し、委員や児童、教職員の意見を柔軟に取り入れることができる設計者を選定することを目的として、犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱及び本要領に基づき公募型プロポーザル方式で受託候補者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名 犬山市立犬山南小学校改築工事等基本設計業務

(2) 所在地 犬山市大字橋爪字末友28番地

(3) 敷地面積 約18,000m²

(4) 建物用途 小学校

(5) 工事内容

南舎：長寿命化改良工事

北舎：改築工事（解体及び新築）

給食室：改築工事（解体及び新築）

その他：中庭、外構及び駐車場等整備工事

(6) 建物規模・構造

〈長寿命化改良工事〉

南舎：RC4階建て 4,218m²

〈新築〉

新校舎：RC2階建、又は1階建て 1,000m²以下

給食室：1階建 300m²程度

〈解体〉

北舎：RC3階建 2,334m²

給食室：RC1階建 212m²

〈その他〉

中庭、外構及び駐車場等整備

工事用車両進入道路整備

(7) 地域地区等

ア 用途地域 第1種居住地域

イ 建ぺい率 60%

ウ 容積率 200%

エ 防火地域 準防火地域

オ 日影規制 4H/2.5H/4M

カ 地区計画 なし

キ 高度地区 なし

(8) スケジュール及び予算

ア スケジュール

基本設計	令和2年度	～令和3年度前期
実施設計	令和3年度後期	～令和4年度前期
建築工事	令和4年度後期	～令和7年度
校舎供用開始	新校舎は令和6年度から	
外構等その他工事	令和7年度	

イ 概算工事費

新築工事	520,000千円
(新校舎・給食室の解体及び新築)	
長寿命化改良工事	800,000千円
中庭・外構工事	100,000千円

(9)基本方針

別添「犬山市立犬山南小学校改築等基本構想」（以下「基本構想」という。）を確認すること。その他追加内容を下記に示す。

Ⅲ. 犬山南小学校の改築等概要（基本構想 P3）

（3）基本構想詳細

1) 全体

⑤少人数学級・少人数指導を支える教室整備

- ・各階に普通教室にあわせて、少人数指導を実施するための多目的室1教室を配置する。

⑦グラウンド面積の確保

- ・運動会等の行事運営に支障が出ないよう 6,000 m²程度の広さを確保すること。

⑬避難所や学校開放など地域住民のための部屋を確保し、地域住民が利用しやすい配置及び⑭児童クラブ（1部屋）を継続し、単独で利用できる配置

- ・南舎に学校開放と学校スペースを兼用する部屋として多目的室、調理室、児童クラブを設置する。
- ・上記以外の学校専用スペースとの境界にシャッター等を取り付けることで、学校休校日でも貸し出し可能な施設とする。また、将来的な児童数減に伴い空き教室となった場合には、地域専用開放スペースとして利用できるようにする。

2) 南舎（高学年、特別教室、管理諸室）

- ・屋根防水改修
- ・外壁改修（外壁劣化補修及び再塗装、外壁・サッシのシール打ち換え等）
- ・トイレ改修（和式便器から洋式便器に交換、それに伴うブースと配管交換、床改修）
- ・普通教室、多目的室、通級指導教室、廊下、昇降口（玄関）の床及び壁の木質化
- ・教室再配置に伴う改修（間仕切りの設置等）。ただし、校長室、職員室、保健室、特別教室（図工、音楽、理科、家庭）は移設しないこととする。

3) 新校舎（低学年）

③多目的スペースの設置

- ・次の要件を満たしたものであること。
- ア 普通教室との関連が密接で、通常の授業に利用しやすい配置にあること。
- イ 床仕上げ、間仕切等が多様な利用形態に対応できるものであること。
- ウ 普通教室、各特定教科用の特別教室、または用途を限定した図書館、特別活動室、視聴覚室等とみなされるものでないこと（ただし、多目的スペースをこれらの目的に使用することを可とする。）。

4) 給食室

- ・ドライシステム化、アレルギー対策室の設置
- ※学校給食衛生管理基準（平成21年3月31日文部科学省告示第64号）及び学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省）に対応すること。

3) 新校舎（低学年）及び4) 給食室

- ・1棟にまとめることを可とする。

(10) その他

ア 推定駐車場数

- ・40台（職員用35台、来客用5台）

イ 空調機器

- ・現在、北舎及び給食室に設置している GHP 空調機器（室内機8、室外機3）は令和元年度設置のため移設して使用するものとする。

ウ 現状測量調査

- ・令和2年度中に完了予定

エ 地質調査

- ・令和3年度に実施予定

オ 劣化度状況調査

- ・令和4年度に実施予定。費用は実施設計に含む。

カ 工事用車両進入道路

- ・東側主要地方道春日井各務原線からの進入道路の設計及び工事を実施する。設計は令和3年度、工事は令和4年度に実施予定。
- ・工事中の児童の安全を確保し、教育環境への影響が最小限となるよう、設置期間等を決定する。
- ・設置期間については、短くするための検討を行うこと。
- ・費用は別途とし、「(8) イ概算工事費」に含まない。

キ 仮設校舎

- ・2学年分（6教室）設置することを可とする。
- ・工事中の児童の安全を確保し、教育環境への影響が最小限となるよう、設置期間等を決定する。
- ・設置期間については、短くするための検討を行うこと。
- ・費用は別途とし、「(8) イ概算工事費」に含まない。

(1 1) 業務内容等

- ア 犬山市立犬山南小学校基本設計業務・実施設計に必要な基本設計図書の作成
(3部を紙媒体で納品するとともに、PDF等の電子データとして納品すること。詳細は、提供資料「設計業務の範囲等」を参照すること。)
- イ 犬山市立犬山南小学校改修のための検討会やワークショップ等への参加(4回程度を予定)
 - ①配布資料作成
 - ②議事録の作成
 - ③技術的助言や検討結果について基本設計へ反映

3 参加資格要件

本プロポーザルを提案する者は、次に掲げる要件を全て満たす法人、又は複数の法人により構成する共同体(以下「共同企業体」という。)であること。

- (1) 令和2年度、3年度入札参加資格者名簿において、建築設計の業種登録事業者(以下「登録事業者」という。)であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により犬山市の契約に係る指名停止要領(平成14年4月1日施行)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。))又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 著しい経営不振の状態にある者でないこと。著しい経営不振の状態にある者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者
- (6) プロポーザル参加意向申出書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までにおいて、犬山市の契約に係る指名停止要領の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(令和2年3月30日締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (8) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 平成23年4月以降に学校施設環境改善交付金交付要綱別表1（平成23年4月1日23文科施第3号）に規定する長寿命化改良工事の実施設計を受注したことがあること、又は、現在受注していること。
- イ 同交付要綱に規定する大規模改造（延床面積4,000㎡以上）の実施設計を受注したことがあること、又は、現在受注していること。
- ウ 劣化度状況調査に基づく学校施設の長寿命化計画策定を受注したことがあること、又は、現在受注していること。

4 業務実施上の条件

- (1) 総括責任者は一級建築士であること。
- (2) 総括責任者及び意匠担当主任技術者は、提出者の組織に所属していること。
- (3) 総括責任者及び各分野主任技術者はそれぞれ1名以上であること。
- (4) 統括責任者は主任技術者を兼任していないこと。また、意匠担当主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 業務の全部を再委託しないこと。
- (6) 意匠分野を再委託しないこと。
- (7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントが指名停止期間でないこと。

※「主任技術者」とは、総括責任者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

5 提出書類等

(1) 提出書類

本プロポーザルを提案する者は次の書類を提出すること。

様式	書類名	部数	提出期限
様式第1	参加意向申出書	1部	令和2年10月27日（火）
様式第5	提案書	9部	令和2年11月10日（火） ※様式第1と同時に提出も可。 ※左上留（ホチキス等）。 ※写真はカラーコピー可。
様式A	事務所の概要		
様式B	事務所の同種・類似業務実績		
様式C	総括責任者の経歴等		
様式D	受託した場合の各分野主任技術者の主な業務実績		
様式E	事務所の同種・類似業務実績詳細		
様式F	総括責任者・意匠担当の同種・類似業務実績詳細		
様式G	協力事務所の内容等		

様式 H	犬山南小学校改築等への提案 (技術提案書)		
任意	基本設計委託料に係る見積書	1 部	

※ 各種様式については、犬山市ホームページからダウンロードしてください。

※ 提出された資料の返却は行いません。

(2) 提出場所

事務局：犬山市教育委員会学校教育課 担当 阪下・藤村

(3) 提出方法

持参、宅配便、郵送

宅配便及び郵送（提出期限当日までに必着のこと※）により参加意向申出書等を受け付けた場合、参加意向申出書の E メールアドレス宛に犬山市より受領確認のメールを送信する。

※宅配便及び郵送の場合、提出期限当日までに書類が整っていない場合は、失格とする。

6 実施スケジュール

プロポーザル公募開始		令和 2 年 1 0 月 7 日（水）
一次審査	質問受付	令和 2 年 1 0 月 8 日（木）から
	質問回答	令和 2 年 1 0 月 1 5 日（木）まで
	参加意向申出書等提出期限	令和 2 年 1 0 月 1 9 日（月）から
	提案資格確認結果通知	令和 2 年 1 0 月 2 3 日（金）まで
	提案書等提出期限	令和 2 年 1 0 月 2 7 日（火）
	一次審査（審査委員会）	令和 2 年 1 1 月上旬（予定）
二次審査	結果発表（公表、通知）	令和 2 年 1 1 月 1 0 日（火）
	提案プレゼンテーション及び	令和 2 年 1 1 月 1 9 日（木）
	ヒアリング（審査委員会）	令和 2 年 1 2 月上旬頃
結果発表（公表、通知）		令和 2 年 1 2 月下旬頃
		令和 3 年 1 月上旬頃

※ 現地見学会は開催しない。現地の調査、見学等を希望する場合は事務局に連絡をすること（10月23日（金）までに各提案者原則1回）。

7 質問及び回答

(1) 質問票の提出（電子メールのみ受付）

ア 提出期限：令和 2 年 1 0 月 1 5 日（木）午後 5 時（必着）

イ 提出先：犬山市教育部学校教育課 担当 阪下、藤村

ウ 提出方法：様式 I を電子メールで送信

エ 電子メールを送信した場合は、電話にて受信確認を行うこと。

オ 電子メールを送信する際の表題は「犬山南小学校基本設計質問（事業者名）」とすること。

(2) 質問に対する回答

- ア 回答期日：令和2年10月19日（月）から令和2年10月23日（金）
- イ 回答方法：市ホームページに掲載
- ウ 回答にあたり質問全てを公表するが、質問者の事業者名は公表しない。また、本プロポーザルの公平性に影響すると思われるものについては回答しないことがある。

8 ヒアリング

(1) 実施場所等

- ア 場所 犬山市役所4階401会議室
愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地（名鉄犬山駅より徒歩5分）
電話番号：0568-44-0350
- イ 日時 令和2年12月下旬を予定
- ウ 出席者 説明者は総括責任者及び担当主任技術者から2名、計3名以内とする。
なお、原則として代理者及び指定された者以外の者の出席は認めない。

(2) ヒアリングの時間、説明資料、留意事項は別途通知する。

(3) ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書（A0程度に拡大し出力した紙、又は、プロジェクター等を使用し、拡大映像での説明も可）のみを使用すること。提出した技術提案書以外を拡大使用した場合、提出された技術提案書は無効となる。また、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) 拡大映像で説明する際のパソコン（パワーポイント等含む）は、各社で用意すること。プロジェクターについては、事務局で用意した機器を使用する。機種の様等については事前に確認すること。

(5) ヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし交通機関等の事故等やむを得ない理由が有る場合は、速やかに事務局に連絡すること。

9 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則（平成29年規則第11号）に基づく審査委員会を設置し、審査を行う。審査委員は次の8人。

学識者・会社経営者・関係団体（特定非営利活動法人代表）・学校長
学校保護者代表（2名）・行政職員（2名）

(2) 審査方法

各審査委員が独立して、審査基準に基づき提案の優劣を判定する。その判断に基づく最上位の者を受注候補者に選定し、受注候補者に次ぐ順位の者を次順位候補者に選定する。同点となった場合は、（4）審査基準「5業務の実施方針等」の合計得点が高い者を上位とする。

(3) 審査

ア 第一次審査（書類審査）

審査委員会において様式 A から H を書類審査し、第 2 次審査のヒアリング要請者を選定する。

イ 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査により選定された者を対象に技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し最優秀者 1 者、次点者 1 者を選定する。

（４）審査基準

ア 第一次審査 100 点

評価項目	評価事項	配点
1 設計事務所の能力	技術者数、主要業務実績数、代表的な主要業務実績の内容	40 点
2 総括責任者の能力	資格・経験、主要業務実績数、繁忙度	15 点
3 担当チームの能力	各分野の主任技術者等の資格・経験、業務実績数	15 点
4 見積書	見積書の妥当性	10 点
5 業務の実施方針等	業務の理解度	10 点
	設計上の配慮事項の理解度	10 点

イ 第二次審査 140 点

評価項目	評価事項	配点
1 設計事務所の能力	技術者数、主要業務実績数、代表的な主要業務実績の内容	40 点
2 総括責任者の能力	資格・経験、主要業務実績数、繁忙度	15 点
3 担当チームの能力	各分野の主任技術者等の資格・経験、業務実績数	15 点
5 業務の実施方針等	業務の理解度	10 点
	設計上の配慮事項の理解度	10 点
	テーマ内容の的確性	12 点
	テーマ内容の創造性	12 点
	テーマ内容の実現性	12 点
	取組意欲	10 点
6 総合評価	表現力、わかりやすさ	4 点

10 審査結果の通知、公表

一次審査・二次審査、それぞれの審査完了後、提案者全てに対し結果を通知する。また、選定結果を犬山市ホームページで公表する。公表は契約締結後に行うこととし、提案者名の公表は次のとおりとする。

- ① 契約相手が受注候補者の場合は、受注候補者のみとする。
- ② 契約相手が次順位受注候補者の場合は、受注候補者及び次順位受注候補者とする。

1 1 設計業務契約

(1) 契約の締結

犬山市は、受注候補者となった者と犬山市立犬山南小学校改築等工事基本設計業務委託の契約交渉を行う。ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次順位受注候補者を契約に係る交渉を行う。また、業務委託契約を締結するまでの間に、犬山市から指名停止の措置を受けた時も同様とする。

(2) 契約期間

令和3年1月下旬から令和3年7月を予定

(3) 担当部署との協議

契約締結に向けて仕様書の詳細について担当部署と協議を行う。協議に際しては、受注候補者は誠実に協議に応じなければならない。

(4) その他

ア 基本設計業務委託料の令和2年度予算は、23,738千円（消費税込）。
なお、契約保証金は免除とする。支払時期は契約による。ただし、委託料には旅費、宿泊費等の経費一切を含む。

イ 具体的な設計業務の実施に当たっては、技術提案書に記載された内容を反映しつつも、犬山市との協議及び犬山市立犬山南小学校改修のための検討会等の検討結果に基づいて実施するものとする。

1 2 提供する資料等

プロポーザルの関連情報として、以下の資料を提供する。

(1) 設計業務の範囲等

(2) 令和8年度までの児童数の推計

(3) 公立学校施設台帳総括表及び配置図

(4) 工事用車両進入路図面（素案）

1 3 その他

(1) プロポーザルを提案する者は、本実施要領を遵守すること。

(2) プロポーザルを提案する者は、本実施要領等の内容や審査決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 提案に要する費用は全て提案者の負担とする。提出された書類は返却しない。

(4) 業務内容、仕様書等の協議が整った上で、犬山市が契約書を作成する。

(5) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。

ア 本要領に定める手続き等に適合しない場合

イ 提出書類に虚偽があった場合

ウ 本プロポーザル公募開始後、審査委員会委員と当該業務に関する接触をした場合

エ 見積書の金額が上限額を超える場合

1 4 事務局

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地（市役所本庁舎 3 階）

犬山市教育部学校教育課 担当：阪下、藤村

電話：0568-44-0350（直通） e-mail：070200@city.inuyama.lg.jp